

2023(令和5)年5月8日

株式会社ビッグモーター 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

事務局 加藤

差止請求書

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本書面到達後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

1 当会は貴社に対し、貴社が使用する「注文書（お客様控）」特約事項（以下「本件特約事項」という。）の条項中、以下の条項（下線部）の使用停止、若しくは適切な条項に修正することを求めます。

記

第8条第2項後段

「また、下取自動車につき、甲に引き渡すまでの間に状態に変化が生じた場合及び甲に引き渡し後、修復歴、走行メーター改竄等のその他の下取り自動車の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないものが発覚した場合、乙は、再査定された価格を

もって下取価格とされても異議を述べないものとします。」

以上

- 2 同内容が記載された本件特約事項が印刷された契約書用紙を廃棄すること。
- 3 上記1につき、従業員らに対し周知させ、同項の意思表示を行わないように指示すること。

第3 紛争の要点

- 1 本件特約事項第8条第2項後段が、消費者契約法第10条により無効となること。
 - (1) 貴社は、本件特約事項第8条第2項後段で、下取自動車の価格について、消費者が下取自動車を貴社に引き渡した後、契約内容に適合しないものが発覚した場合、消費者は貴社が再査定した下取価格に異議を述べることができないと規定されております。
 - (2) 本件特約事項第8条第1項によれば、消費者は下取自動車を、消費者が貴社から購入する車両の売買代金等の一部に代物弁済という形で充当されております。

消費者と貴社との間の車両の売買契約は、貴社が査定した下取自動車の下取価格を、消費者が貴社から購入する車両の売買代金に充当することによって算出された金額を、消費者が支払う代金として合意する内容であると解されます。

貴社が再査定をした結果、下取価格が変更になる場合、前述のとおり下取価格を売買代金に充当することから、消費者が貴社に支払う売買代金に変更されます。

そうすると、特約事項第8条第2項後段は、消費者と貴社の間で締結した車両の売買契約で合意された消費者が支払う代金を、売買契約の当事者である消費者の合意無く、貴社が一方的に変更することができるかと規定されていると解されます。
 - (3) また、一般的に事業者が消費者から自動車を下取する場合、査定をし、消費者に価格を提示されていると考えられます。

また、査定から自動車の引き渡しを受けるまで間が空いた場合には、自動車の引き渡しをする際、再査定する等して、最初の査定時の自動車の状態と、引き渡しを受けた時の自動車の状態を確認し、価格に変更がある場合、消費者に変更後の価格を提示された上で引き渡しを受けていると考えられます。

特約事項第8条第2項後段は、上記の様な経過を経て、消費者が貴社に自動車の引き渡した後、「本契約の内容に適合しないもの」が発覚したケース全てにおいて、貴社が再査定した価格を下取価格とすることに対し、消費者は異議を述べることができないと規定されていると解されます。
 - (4) 消費者契約法第10条（以下「法」といいます。）は、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する

基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると規定しております。

本件特約事項第8条第2項後段は、事業者である貴社が、(2)で述べたとおり、消費者と貴社の間で締結した車両の売買契約の中で合意した売買代金を、売買契約の当事者である消費者の合意無く一方的に変更することができるという規定です。この規定は、契約の変更には当事者双方の合意が必要であるという民法の一般原則(意思主義)と比較して、消費者である売主の義務を一方的に加重または売主の権利を一方的に制限する条項であって、民法1条2項に反して消費者の利益を一方的に害するものであると思料いたします。

2 以上のことから、当会は、貴社に対し、請求の要旨に記載のとおり、上記消費者契約法違反の契約条項につき、同法第12条第3項及び同法第41条の規定に基づいて、その使用の停止を請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所
さいたま地方裁判所

以上